

司法書士の使命について

長野県司法書士会
会長 丸山 孝一

令和2年8月1日改正司法書士法が施行され、この改正法に「司法書士の使命」が創設されました。

司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する。

私たち、司法書士は、今日まで登記、供託や裁判事務などの日常業務に加え、社会問題とされている空き家問題、所有者不明土地問題の解消、成年後見業務等、そして自然災害がもたらす被害者への支援、生活困窮者等への支援活動にも力を注いで参りました。

現在、新型コロナウイルスの感染が拡大している中ではありますが、これからも、身近なくらしの法律家として、これらの業務や事業に力を注ぎ、市民に寄り添い、市民と共に歩み、この使命を果たして参る所存です。